

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、令和2年国勢調査では6,439人となっており、国立社会保障人口研究所における本町の将来の人口推計では、全国的な社会潮流と同様、高齢化のさらなる振興と本格的な人口減少傾向を迎えることが予想されている。こうした背景の中、令和2(2020)年度に策定した「三宅町人口ビジョン」及び「第2期三宅町まち・ひと・しごと総合戦略」では、人口減少に歯止めをかけ、町の活力を維持するために2060年における目標人口を4,500人としている。

また、本町には中小企業が多く町内各地に企業が点在している。

令和3年経済センサス-活動調査による本町の事業所数は198となっており、割合順では、製造業が27.3%、卸小売業が18.2%、建設業が8.6%であり、製造業の占める割合が大きい。

このような中、現状を維持するためにも引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような事業所にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

先端設備等の導入を推進することで、中小企業の経営の安定化を図るとともに地域経済の活性化を図る。これを実現するための目標として、本計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町においては、企業誘致を行い、技術力・競争力・販売力の強化、地域性のある独自の商品開発、人材・後継者育成等の支援を視野に入れるため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業の多くは、家内工業から発展した場合が多く、町内全域に点在するため、対象地域を限定しない。

（２）対象業種・事業

今後、企業誘致を行い、技術力・競争力・販売力の強化、地域性のある独自の商品開発、人材・後継者育成等の支援を視野に入れるため、対象業種・事業については限定しない。

４ 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和７年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間のいずれかとする。

５ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 町税の滞納がないこと。